

八千代市の公立小中学校における食物アレルギー対応の実施要領

(目的)

第1条 学校生活における学校給食，及び食物・食材を扱う活動，運動・宿泊を伴う校外活動等において，食物アレルギーのある児童生徒が，他の児童生徒と同じように事故なく学校生活を過ごすため，本要領で必要な事項を定めるものとする。

(対象児童生徒)

第2条 食物アレルギーがあり，食物摂取等において注意や配慮が必要な児童生徒のうち，その保護者が食物アレルギー対応を希望する者。

(学校生活管理指導表に基づく取組について)

第3条 食物アレルギーのある児童生徒に対する取組みを行うにあたっては，個々の特徴を知り，特に，食物アレルギーによるアナフィラキシーの症状は急速に悪化するものであることを踏まえ，医師が必要事項を記載した「学校生活管理指導表」に基づき実施するものとする。

2 学校は，食物アレルギーのある児童生徒が安全な学校生活を過ごすために「学校生活管理指導表」を活用する。

(食物アレルギーのある児童生徒への学校給食の提供について)

第4条 文部科学省監修の下，平成20年3月に（財）日本学校保健会が発行した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）及び，平成25年11月に千葉県教育委員会より通知された「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」（以下「手引き」という。）では，段階的な食物アレルギー対応の進め方としてレベル1からレベル4を設定している。この設定に基づき保護者と協議のうえ，学校給食センター及び単独給食校での対応段階を決定するものとする。学校給食センター・村上調理場と単独給食校は，レベル1〔詳細な献立表対応〕レベル2〔一部弁当対応〕とする。ただし，学校給食センター・西八千代調理場については，レベル3〔卵・乳製品除去食対応〕を行う。レベル4〔代替食対応〕については対応しない。

(給食費について)

第5条 給食費については、飲用牛乳を中止する場合、給食費から牛乳代金を減額する。飲用牛乳のみを提供する場合、牛乳代金を徴収する。

(学校給食以外での留意点等について)

第6条 食物アレルギーのある児童生徒が、安全な学校生活を送るためには、個々の児童生徒に応じたきめ細かい配慮が必要である。「学校生活管理指導表」に記載された医師の指示を基に、学校における対応について管理職、教職員、保護者、関係施設や関係者等と情報交換や連携を図り、十分な協議を行うように努める。

(学校における食物アレルギー対応の体制整備について)

第7条 学校での管理を求める食物アレルギーのある児童生徒の保護者は、「ガイドライン」に基づき、「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。

2 学校は、食物アレルギー対応が必要な児童生徒が、事故なく学校生活を過ごすために、保護者から十分な情報提供を求めながら、「個別の取組プラン」を決定する。

3 学校は「校内食物アレルギー対応委員会」を設け、学校の状況に応じた「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」等を整備し、具体的な食物アレルギー対応についての方針を定め、活用できるようにする。

4 学校は、食物アレルギーによるアナフィラキシー症状等の、緊急時対応に備えた校内研修の充実を図るとともに、アドレナリン自己注射薬（エピペン®）の法的解釈や取扱いについての実践的研修に計画的に取り組むよう努めるものとする。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

